

要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱

昭和62年5月1日文部大臣裁定
平成元年6月15日一部改正
平成2年7月30日一部改正
平成3年8月23日一部改正
平成4年6月30日一部改正
平成5年9月24日一部改正
平成6年6月23日一部改正
平成11年1月8日一部改正
平成11年4月1日一部改正
平成12年4月3日一部改正
平成13年1月6日一部改正
平成14年4月1日一部改正
平成16年4月1日一部改正
平成17年4月1日一部改正
平成19年4月2日一部改正
平成19年12月26日一部改正
平成21年4月1日一部改正
平成22年4月1日一部改正
平成23年4月1日一部改正
平成24年4月1日一部改正
平成25年5月15日一部改正
平成26年4月1日一部改正
平成27年4月9日一部改正
平成28年4月1日一部改正
平成29年3月31日一部改正
平成30年2月21日一部改正
平成30年8月30日一部改正
平成31年3月7日一部改正
令和2年6月5日一部改正
令和3年1月7日一部改正
令和3年4月1日一部改正
令和4年4月1日一部改正
令和5年3月29日一部改正
令和5年10月31日一部改正
令和6年5月28日一部改正
令和7年4月1日一部改正

(通則)

第1条 市町村（特別区及び市町村の組合を含む。以下同じ。）に対する要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金（小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）及び中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）分）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）の規定によるもののほか、この要綱の

定めるところによる。

(補助の目的)

第2条 要保護児童生徒援助費補助金は、市町村が経済的理由によって、就学困難と認められる児童又は生徒（学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第18条に規定する学齢児童又は学齢生徒をいう。以下同じ。）若しくは就学予定者（学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第5条第1項に規定する就学予定者をいう。以下同じ。）の保護者（法第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。）に対して必要な援助を与えた場合、国がその経費の一部を補助することとし、もって義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。

2 特別支援教育就学奨励費補助金（小学校及び中学校分）は、市町村が、小学校若しくは中学校に就学する学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒又は特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の保護者等（児童又は未成年の生徒については、法第16条に規定する保護者、成年に達した生徒についてはその者の就学に要する経費を負担する者をいう。）の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、就学のため必要な援助を与えた場合、その経費の一部を補助することとし、もって特別支援教育の振興に資することを目的とする。

(補助金交付の対象及び補助金の額)

第3条 文部科学大臣は、市町村が行う別記1及び別記2の補助事業の項に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として文部科学大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助対象経費及び補助金の額は別記1及び別記2の補助対象経費の項及び補助金の額の項のとおりとする。

(申請手続)

第4条 補助金の交付を受けようとする市町村は、補助金交付申請書（第1号様式）に事業計画書（第2号様式）及び収支予算書（第3号様式）を添えて、別途通知する日までに都道府県教育委員会を経由して文部科学大臣に提出しなければならない。

2 前項による書類の提出後に、災害その他の事情により補助金の交付決定の変更を受ける必要が生じたときは、当該市町村は、前項に準じ変更後の書類を作成し、これに変更の理由を添えて、別途通知する日までに都道府県教育委員会を経由して文部科学大臣に提出しなければならない。ただし、事業計画書のうち、第2号様式の1、第2号様式の3及び第2号様式の4については、その内容が第9条の規定により状況報告書として提出したものと異なる場合は、状況報告書として提出したものを事業計画書に代えることができる。

3 都道府県教育委員会は、市町村から第1項及び前項による書類の提出があったときは、審査の上交付申請額一覧表（第4号様式）を添えて、文部科学大臣に進達するものとする。

(交付決定の通知)

第5条 文部科学大臣は、前条第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、これを審査の上、交付決定を行い、都道府県教育委員会に交付決定額一覧表を送付するものとする。

2 都道府県教育委員会は、前項による交付決定額一覧表の送付を受けたときは、速やかに当該市町村に対し、補助金交付決定通知書（第5号様式）を送付するものとする。

3 市町村から前条第2項の規定による変更交付申請書の提出があったときは、前2項を準用する。この場合、変更交付決定通知書は第6号様式によるものとする。

4 文部科学大臣が交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、補助金交付申請書が文部科学省に到達してから30日とする。また、市町村から提出された補助金交付申請書が都

都道府県教育委員会に到達してから文部科学省に到達するまでに通常要すべき標準的な期間は30日とする。

(申請の取下げ)

第6条 市町村は、交付決定の内容又はこれに付した条件に対して不服があることにより補助金交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から10日以内にその旨を記載した交付申請取下届を都道府県教育委員会を経由して文部科学大臣に提出しなければならない。

(補助事業の中止又は廃止)

第7条 市町村は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかにその旨を記載した中止（廃止）承認申請書を都道府県教育委員会を経由して文部科学大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業遅延の届出)

第8条 市町村は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに都道府県教育委員会を経由して文部科学大臣に報告し、その指示を受けなければならない。

(状況報告書の提出)

第9条 市町村は、補助事業の遂行状況について、文部科学大臣の要求があったときは、都道府県教育委員会に状況報告書（第7号様式、第2号様式の1、第2号様式の3及び第2号様式の4）を提出しなければならない。

(実績報告書の提出)

第10条 市町村は、補助事業を完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から30日を経過した日又はその翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書（第8号様式）を都道府県教育委員会に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第11条 都道府県教育委員会は、前条による実績の報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に適合すると認められるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該市町村に通知（第9号様式）するものとする。

2 都道府県教育委員会は、前項による補助金の額の確定を行った場合には、額の確定に関する報告書（第10号様式）を文部科学大臣に提出するものとする。

3 都道府県教育委員会は、市町村に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還（第11号様式）を命ずるものとする。

4 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

第12条 補助金の支払は、原則として第11条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に行うものとする。ただし、必要があると認められる場合は、会計法（昭和22年法律

第35号)第22条及び予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第58条第4号に基づく財務大臣との協議が調った際には、補助金の全部又は一部について概算払することができる。

- 2 補助事業者は、前項により補助金の支払を受けようとするときは補助金支払請求書を都道府県会計管理者に提出しなければならない。

(交付決定の取消等)

第13条 文部科学大臣は、第7条の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第5条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- 一 市町村が法令、この要綱又は法令若しくはこの要綱に基づく文部科学大臣の処分若しくは指示に違反した場合
- 二 市町村が補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- 三 市町村が補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- 四 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

- 2 文部科学大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- 3 文部科学大臣は、第1項第1号から同項第3号までの規定により前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。

- 4 第11条第4項の規定は、第2項に基づく補助金の返還納付を命ずる場合において準用する。

(補助金の経理)

第14条 市町村は、補助事業の経理についての収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 市町村は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して前項の収支簿とともに補助事業の完了、あるいは中止又は廃止の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(補助金調書)

第15条 市町村は、当該補助事業に係る歳入及び歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする調書(第12号様式)を作成しておかなければならない。

(電磁的方法による提出)

第16条 都道府県教育委員会及び市町村は、適正化法、施行令又は本要綱の規定に基づく申請、届出、報告その他文部科学大臣又は都道府県教育委員会に提出するものについては、電磁的方法(適正化法第26条の3第1項の規定に基づき文部科学大臣が定めるものをいう。)により行うことができる。

(電磁的方法による通知等)

第17条 文部科学大臣及び都道府県教育委員会は、適正化法、施行令又は本要綱に規定する通知、承認、指示又は命令(以下「通知等」という。)について、都道府県教育委員会又は市町村が書面による通知等を受けることを予め求めた場合を除き、電磁的方法により通知等することができる。この場合文部科学大臣及び都道府県教育委員会は、到達確認を行うものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付手続については、別に通知するところによる。

附 則

この要綱は平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和2年6月5日から施行する。

附 則

この要綱は令和3年1月7日から施行する。

附 則

この要綱は令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和5年10月31日から施行する。

附 則

1 この要綱は令和6年5月28日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

2 この要綱の適用前に、改正前の要綱に基づき交付された補助金については、なお、従前の例による。

附 則

この要綱は令和7年4月1日から施行する。